

平成28年熊本地震
一部損壊世帯（ひとり親世帯・非課税世帯）への「災害義援金」配分
(令和3年(2021年)4月1日現在)

平成29年4月28日(金)をもって申請受付を終了しました。
長期入院等のやむを得ない理由がある場合は、令和3年5月13日までにご相談ください。

平成28年熊本地震により被災された皆様に心より御見舞い申し上げます。
本市では、全国から寄せられた義援金を、熊本地震による住家被害で一部損壊の「り災証明書」の交付を受けた、「ひとり親（児童扶養手当受給）世帯」、「非課税世帯」に対して3万円配分します。

対 象

①ひとり親（児童扶養手当受給）世帯

平成28年4月から平成29年4月の間に、現に児童扶養手当を受給された世帯

※この期間に1ヶ月分でも受給していれば対象となります。

※ただし、平成28年4月分のみ受給していた場合であって、平成28年4月13日までに資格喪失又は全部支給停止となった場合は、対象外となります。

②非課税世帯

り災証明書に記載されている世帯員全員が、平成28年度の住民税が非課税である世帯

必要なもの

- ・一部損壊世帯（児童扶養手当受給世帯・非課税世帯）に対する災害義援金申請書、印鑑（認印可）
- ・住家のり災証明書（写し可）
- ・振込口座の通帳の写し（振込先は、原則としてり災者（世帯主）名義に限ります（ひとり親世帯の場合は児童扶養手当受給者）。表紙の次ページ見開きをA4の用紙にてご提出ください。）
- ・《ひとり親世帯のみ》児童扶養手当証書の名前、証書番号等が記載された面の写し
- ・《非課税世帯のみ》世帯全員分の平成28年度住民税（所得・課税）証明書（※）
※平成28年1月1日に住所を有していた市町村で発行されます。
- ・理由書（申請期限内に申請できなかった理由を記載）

支給

- ・義援金の申請受付後、審査の上で支給を決定します。毎月末日までに申請された分について、翌月25日（振込日が金融機関の休日にあたる場合は翌営業日）頃に指定の口座に振り込みますので、予めご了承ください。
- ・支給に当たっては、決定通知書等は送付しません。指定の口座への振込みをもって、決定通知に代えさせていただきます。

問い合わせ・申請窓口

- 問い合わせ（月～金曜日の8:30～17:15（祝日除く））

中央区福祉課 096-328-2312 東区福祉課 096-367-9127

西区福祉課 096-329-5403 南区福祉課 096-357-4129

北区福祉課 096-272-1118 健康福祉政策課 096-328-2972

- 申請窓口：各区役所 福祉課（月～金曜日の8:30～16:00（祝日除く））